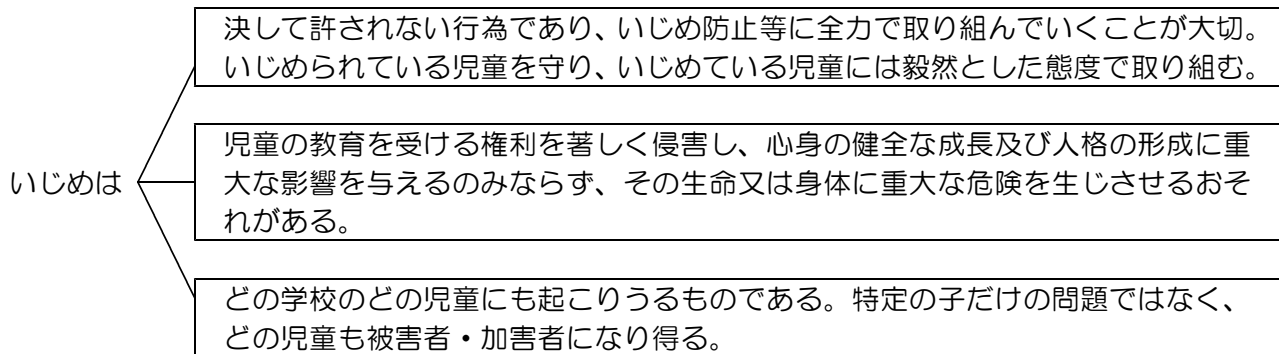


いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

袖ヶ浦市立昭和小学校

この方針は、人権尊重の理念に基づき、全校児童が充実した学校生活を送り健やかに成長することができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的とするものである。

1. いじめの理解と定義



<定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第2条より＞

※いじめられた児童が感じる被害性に着目した見極めが必要

2. いじめ防止に向けての基本姿勢

「いじめは絶対に許されない行為である。」という前提のもと、全教職員が学校全体でいじめ問題に真剣に取り組むという強い意志をもつ。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめはどの子にも起こりうる」という事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

3. いじめ防止等に関する措置<学校として特に必要な児童生徒について対応>

(1) 発達障害を含む、障害のある児童

教職員が個々の児童の障害の特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行い、児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行うとともに障害者理解をすすめる。

(2) 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つ児童

言語や文化の差から学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、外国人児童等に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(4) 自然災害に被災した児童

被害児童が受けた心身の多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対し心のケアを適切に行い、細心の注意を払い、いじめ未然防止・早期発見に取り組む。

4. いじめ防止等の対策のための校内体制

(1) いじめの防止対策委員会の設置

【組織】

校長・教頭・教務・総務・生徒指導主任・生徒指導副主任 学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・長欠担当・学籍担当 他
--

組織が中心となり、計画の立案→実践→進捗状況の確認→検証 で取り組む。

- (2) 相談しやすい環境整備と雰囲気づくり
- (3) 教職員間の連携と情報の共有

5. 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) 学校を取り巻く環境の理解をもとに、教育委員会・社会福祉協議会・民生児童委員・放課後子ども教室など、各関係機関と情報を共有し連携を図る。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携して対応する。
- (3) いじめの認知状況について年3回（6月・11月・2月）教育委員会報告する。また、いじめの重大事態を認知した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

6. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが認知された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを考慮し、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

8. 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果を公表する。

9. 具体的方策について

(1) 学校全体としての取り組み

①いじめの未然防止・・・自他を認め合える風土づくり

児童へのかかわり	保護者へのかかわり
・ 基本的な生活習慣を身につけさせる。 ・ 「わかる授業」づくりを進める。 ・ いのちの大切さ、他を尊重する心を育てる。 （道徳・特活・総合） ・ 自己有用感を高める人間関係づくりをする ・ 正しい判断力を身につけさせる。 ・ すずんで奉仕体験活動に取り組ませる。 ・ いじめ防止の啓発活動 （集会の実施・キャンペーン） ・ 配布端末の適切な利用の仕方を考えさせる。	・ 基本的な生活習慣を身につけさせる。 ・ 自分のものも他人のものも大切に扱うように育てる。 ・ 人を傷つけたり人の気持ちを踏みにじったりすることの重大さを子どもに伝える。 ・ 家族や地域の一員としての役割を自覚させる。

②早期発見 ・ ・ ・ 小さな変化・兆候を見逃さない目

児童へのかかわり	保護者のかかわり
- 日常生活の観察に努め、児童の小さな変化に気づく。 - 定期的なアンケートを実施する。 - 定期教育相談（にこにこふれあいタイム）を実施する。 - スクールカウンセラーによる教育相談。 <u>学年会や生徒指導会議の定例化で情報を共有する。</u> - 悩み相談箱の設置。	- 日常会話の中から子どもの気持ちを読み取る。 - 持ち物の紛失や服装の汚れなどに気を配る。 - 困ったことはなんでも親に相談できる雰囲気を作っておく。

③早期対応 ・ ・ ・ 根絶に向けた毅然とした態度

	児童へのかかわり	保護者のかかわり
いじめられ側	- 情報を正確に収集する。 - 被害が継続しないような体制づくり。 - 原因や背景をつきとめ根本的な解決を図る。 - つらく苦しい気持ちに共感し、いじめから守り抜くことを約束する。 - スクールカウンセラーによる心のケア。	- 子どもを守り抜く姿勢を見せ、話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 - いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
いじめた側	- いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 - いじめの理由や原因をつきとめ、根本的な解決を図る。 - カウンセラーや教育センター、必要に応じて児童相談所、警察等との連携を図る。	- 学校はいじめられた子どもを守ることを第一と考えて対応することを伝える。 - 事実を冷静に確認し、子どもの言い分を聞くようにする。 - 被害児童・保護者への適切な対応を行う。
他の児童	- 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを理解させ、いじめられた児童の苦しい気持ちを考えさせる。 - 周りの友達の言動に流されず、自分で考え正しい行動をすることの大切さを考えさせる。	いじめに気づいたとき傍観者にならず、助ける側の態度を取れる子どもに育てる。

（２）家庭・地域との連携

①家庭との連携

- 自分の子どもに関心を持ち、子どものストレスや悩みに気づくことのできる保護者になるように啓発する。
- だめなときは叱り、良いときには褒めることのできる保護者になるよう啓発する。
- 親としての子どもへの積極的な働きかけを促す。
- 携帯電話（SNS・インターネット）やパソコン、ゲーム使用のルールなど、家庭内の約束をしっかりと決めるようにはたらきかける。

②地域との連携

- 子ども達は地域の宝であるという意識を持たせ、子ども達に地域から見守られているという安心感を持たせるようにする。
- すすんで登下校時のあいさつをして子ども達に親近感を持たせるように努める。
- 地域で子ども達が困っている様子を見たら、積極的に声かけをしてもらうよう、協力を求め

る。

10. いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされていることをいう。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも三か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断により、期間を延長する。
- ②いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。本人及びその保護者に対して、面談等で確認する。

11. 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

- ・いじめにより児童等が生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合。）
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

（2）重大事態への対処

